

社会福祉法人 風 役員費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 風の法人業務に伴う役員等に対する費用弁償について定める。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 役員研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (4) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条 前条の(1)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。職員を兼ねる者には支給しない。

区 分	1日当たりの額
住所地が福岡市にある者	2000 円
その他の者	2000 円

2 前条の(2)の業務の場合、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

監査に関わる業務	1回当たり 10,000円
----------	---------------

3 前条の(3)、(4)及び(5)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人 風 旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。旅費は、原則として役員の住所地を起点として計算する。ただし、施設職員が代理で法人業務に当たるために旅行する場合は、当該施設を起点として、「社会福祉法人 風 旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

(適用除外)

第4条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、第2条の(1)(2)の業務の場合は、この規程を適用しない。この場合、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

(雑則)

第5条 この規定に定めない事項については、別に定める。

(評議員・理事・監事の報酬)

第6条 評議員会の報酬総額の上限を10万円、理事会の報酬総額の上限を5万円とし、各年度報酬総額の限度内で報酬を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員に対する報酬は理事会又は評議員会への出席など法人運営の為の業務にあたった都度、現金により本人へ支給する

附則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。